

65歳以上の方の介護保険料

平成14年度は本来の保険料を納めます

介護保険の円滑な施行のため、介護サービスの利用の仕方などに慣れ、理解をいただきながら保険料を負担していただけるよう、

- ・平成12年4月から9月までは保険料を納めなくてもよいこと
- ・平成12年10月から平成13年9月までは本来の保険料の半額を納めることという特別対策措置の期間が終わり、平成14年度は本来の保険料を納めることになります。



平成14年度の保険料（表1）

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
所得段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で町県民税世帯非課税	世帯全員が町県民税非課税	本人が町県民税非課税	本人が町県民税課税で合計所得金額250万円未満	本人が町県民税課税で合計所得金額250万円以上
平成14年度年間保険料	13,230円	19,845円	26,460円	33,075円	39,690円

※保険料は所得に応じて5段階に分かれます。

保険料の納付方法は次のとおりです

年金の受給額が年間18万円以上の方	昭和11年4月1日以前に生まれた方	年金の確定支払い（年6回）の際に保険料があらかじめ天引きされます。（特別徴収）
	昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までに生まれた方	7月から9月までの3回は納付書で納め（普通徴収）、10月からは年金確定支払いの際に、保険料があらかじめ天引きされます。（特別徴収）
・年金の受給額が年間18万円未満の方 ・老齢福祉年金、遺族年金、障害年金のみを受給している方		納付書で納めます。（普通徴収）

年度の途中で65歳になる方 光町に転入された方へ

この場合14年度の保険料は月割りで計算し、納付することになります。

また、翌年（平成15年）9月までは納付書で納め、年金の受給額が年間18万円以上の方は、平成15年10月の年金から保険料が天引きされます。

介護保険料の納付は口座振替で！

介護保険料を納付書で納める方（普通徴収）には納め忘れない口座振替をおすすめします。ぜひこの機会に口座振替の手続きを！

ご注意

すでに町県民税等の税金で口座振替を利用されている方でも、介護保険料の口座振替はあらためて手続きをしていただく必要があります。

手続きは役場税務課または各金融機関でお願いします。

介護保険料に関する問合せは
税務課収税係 ☎④1211 内線1131